

令和6年4月 教育委員会臨時会 会議録

- 1 開催年月日 令和6年4月30日（火）
- 2 開催場所 神奈川県庁東庁舎9階教育委員会会議室
- 3 開会時刻 9時30分
- 4 閉会時刻 10時23分
  
- 5 出席した教育長及び委員
  - 花田 忠雄 教育長
  - 下城 一 委員（第一教育長職務代理者）
  - 吉田 勝明 委員（第二教育長職務代理者）
  - 笠原 陽子 委員
  - 佐藤 麻子 委員
  - 常陸 佐矢佳 委員
  
- 6 出席職員

教育局長	落合 嘉朗
県立高校改革担当局長	田熊 徹
教育監	濱田 啓太郎
副局長	羽鹿 直樹
総務室長	宮田 一男
行政部長	高安 賢昌
指導部長	増田 年克
支援部長	古島 そのえ
企画調整担当課長	鈴木 寿則
管理担当課長	高橋 慶吏
県立高校改革担当課長	原田 賢
行政課長	飯田 馨
高校教育課長	渡貫 由季子
高校教育企画担当課長	廣幡 清広
子ども教育支援課長	長田 裕一郎
学校支援課長	吉野 哲也
  
- 7 提出議題 次葉のとおり
  
- 8 会議録作成者 書記 鈴木 香菜子

## 教育委員会 4月臨時会 会議日程

日時 令和6年4月30日(火) 9時30分から

場所 神奈川県庁東庁舎9階 教育委員会会議室  
(オンライン会議システムを併用)

### 1 議事

#### 日程第1

臨教第6号議案 令和7年度神奈川県立の高等学校の入学者の募集及び選抜要綱について

臨教第7号議案 令和7年度神奈川県立海洋科学高等学校専攻科の入学者の募集及び選抜要綱について

臨教第8号議案 令和7年度神奈川県立の中等教育学校の入学者の募集及び決定に関する要綱について

臨教第9号議案 令和6年第2回県議会定例会への提案に係る申出について

#### 日程第2

報第2号 神奈川県いじめ防止対策調査会委員の委嘱等について

### 2 協議・報告事項

報告1 令和5年度卒業式及び令和6年度入学式の国旗掲揚・国歌斉唱の実施状況について

報告2 令和6年度教育委員会不祥事防止取組方針について

## 教育委員会 4月臨時会 会議録

- 教育長                   ただいまから教育委員会 4月臨時会を開会いたします。  
本会議は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項に定める定足数に達しており、有効に成立しております。  
本日の会議録署名委員ですけれども、下城委員を指名させていただきますので、よろしくをお願いします。
- 下城委員               (了解)
- 教育長                   本日の議題ですけれども、日程第1として「令和7年度神奈川県立の高等学校の入学者の募集及び選抜要綱について」ほか3件の付議案件があります。  
また、日程第2として「神奈川県いじめ防止対策調査会委員の委嘱等について」の報告案件があります。  
さらに、協議・報告事項として「令和5年度卒業式及び令和6年度入学式の国旗掲揚・国歌斉唱の実施状況について」ほか1件の報告があります。  
お諮りいたします。本日の日程のうち、日程第1の臨教第9号議案は、知事への申出に関する案件です。よって、地教行法第14条第7項ただし書及び会議規則第35条第1項に基づき、会議を非公開にしたいと思いますが、ご異議はございませんか。
- 全委員                異議なし。
- 教育長                   ご異議がないものと認め、そのように決しました。  
それでは、非公開案件は後で審議することとして、先に公開の案件に入りたいと思います。  
また、日程第1の臨教第6号議案から臨教第8号議案までの各議案は関連する案件ですので、続けて説明を受けた後、一括して質疑を行うことにしたいと思いますが、ご異議はございませんか。
- 全委員                異議なし。
- 教育長                   ご異議がないものと認め、そのように決しました。  
それでは会議規則第22条の2の規定によりまして、ここからの進行を下城委員にお願いいたします。
- 下城委員               それでははじめに、日程第1の臨教第6号議案から臨教第8号議案までの各議案に入ります。

臨教第6号議案	令和7年度神奈川県立の高等学校の入学者の募集及び選抜要綱について
臨教第7号議案	令和7年度神奈川県立海洋科学高等学校専攻科の入学者の募集及び選抜要綱について
臨教第8号議案	令和7年度神奈川県立の中等教育学校の入学者の募集及び決定に関する要綱について
	説明者 渡貫高校教育課長

高校教育課長 ファイル01「臨教第6号議案」をご覧ください。「令和7年度神奈川県立の高等学校の入学者の募集及び選抜要綱について」です。これは、令和7年度の神奈川県立の高等学校の生徒募集に係る基本方針として要綱を制定いたしたく提案するものです。

同じく、ファイル02「臨教第7号議案」ですが、これも、県立海洋科学高校の専攻科について、同様の趣旨から要綱を制定するものです。

同じく、ファイル03「臨教第8号議案」ですが、令和7年度神奈川県立の中等教育学校について、同様の趣旨から要綱を制定するものです。

臨教第6号議案、臨教第7号議案及び臨教第8号議案について、併せてご説明します。これらの議案は、令和7年度県立高等学校の入学者募集、海洋科学高等学校専攻科の入学者募集及び中等教育学校の入学者募集の基本方針となる要綱を制定するもので、毎年、年度定めとしているものです。

臨教第6から8号議案の概要について、ファイル01-2「臨教第6～8号議案関係」に沿ってご説明します。ファイル01-2「臨教第6～8号議案関係」をご覧ください。

「I 令和7年度神奈川県立の高等学校の入学者の募集及び選抜要綱について」ですが、最初に、資料の「日程」についてご覧ください。「(1)」から「(4)」は、募集の区分ごとに日程をお示ししております。資料に記載はありませんが、日程を決めるに当たり、考え方についてご説明します。私立高校の検査日を考慮すること、公立中学校の卒業式の日程を確保すること、さらに、定通分割選抜を除く学力検査日については月曜日以外とすることなどを勘案して決定しています。「(2) 定通分割選抜」の学力検査日を月曜日とした理由についてです。入学者選抜制度改善方針に基づき、選抜期間が長期に及ぶことは中学校教育や高等学校教育に影響があることから、昨年度から定通分割選抜の二次募集を廃止しました。しかしながら、令和7年度入学者選抜の暦の上では定通分割選抜の学力検査について、月曜日実施を避けた場合、合格発表日を3月24日(月)まで繰り下げざるを得ず、中学生の進路決定にも影響を与えることから、定通分割選抜のみ3月17日(月)実施としました。志願者にとって合否結果が一日でも早く判明し、志願者、高校側のどちらにとっても新年度の準備を行う時間が確保できる利点があると考えています。また、神奈川県立の中等教育学校及び横浜市立、川崎市立中高一貫校の検査日となっている2月3日を募集期間及び志願変更期間から外しております。

続いて、2/8ページをご覧ください。「2」は、在県外国人等特別募集を行う高校か

ら、再編・統合により募集停止が決定されている「横浜旭陵高等学校」が削除されたことを明記しています。なお、県全体の在県外国人等特別募集の募集総数が減少することがないように、7人の枠を他校で補填する方向で検討しています。

続いて、3/8ページをご覧ください。「3」は、募集期間に関し、1月23日（木）から1月29日（水）までを志願者が申請する期間「志願情報申請期間」とし、1月23日（木）から1月30日（木）までを中学校長が申請する期間「中学校長承認期間」とすることに伴う変更となります。

続いて、4/8ページをご覧ください。特別募集及び中途退学者募集についても、同じ期間で募集を行います。

続いて、5/8ページをご覧ください。「4」は、志願情報申請期間に入学検定料を納付する旨を明記したものです。

「5」は、志願変更の期間に関し、2月4日（火）から2月6日（木）までを志願変更情報申請期間とし、2月4日（火）から2月7日（金）までを中学校長承認期間とすることに伴う変更となります。

「6」は、一般募集（共通選抜・定通分割選抜）における特色検査の実施について、分かりやすく正確な表現に変更したものととなります。

続いて、6/8ページをご覧ください。「7」は、追検査の対象となる事由の変更について記載したものです。月経随伴症状等の体調不良等の本人に帰責されない身体・健康上の理由に該当する場合、自然災害や検査会場に向かう途中の事故・事件に巻き込まれた場合及び痴漢の被害にあった場合を明記したものです。昨年末12月に文部科学省から通知を受け、すでに令和6年度入学者選抜から変更しています。日程を含む選抜要綱については、これまでと同様5月初旬までに公表し、受検者、保護者へ早めの情報提供を行いたいと考えておりますので、本委員会でのご審議をお願いします。

次に、7/8ページの「Ⅱ 令和7年度神奈川県立海洋科学高等学校専攻科の入学者の募集及び選抜要綱について」をご覧ください。「1」は、募集期間と学力検査の期日、合格者の発表の期日を変更したものです。

「2」及び「3」は、学習指導要領の変更に伴い、科目名を変更しました。

最後に、8/8ページの「Ⅲ 令和7年度神奈川県立の中等教育学校の入学者の募集及び決定に関する要綱について」をご覧ください。「1」は、募集期間と適正検査の期日、合格者の発表の期日を変更したものです。

以上で臨教第6号、臨教第7号及び臨教第8号議案の説明を終わります。

これら三つの議案について本日議決をいただきましたら、横浜市、川崎市及び横須賀市の教育委員会と調整の上、「令和7年度神奈川県立高等学校の入学者の募集及び選抜の主な日程等について」として、5月2日に報道あて、参考資料送付を行いたいと考えております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

下城委員

それでは、ご質問がありましたらお願いします。いかがでしょうか。佐藤委員。

佐藤委員

日程のことではないのですが、一般募集の志願資格の住所地について、「志

願者本人及びその保護者（親権者又は未成年後見人をいう。）が県内に住所を有すること」という条件があるのですが、保護者と言っている人に親権があるかどうかを確認することはあるのでしょうか。私の経験、子どもの受験の関係では、それを確認されたことはないというのと、今、共同親権制度導入のことで懸念をされている方もいるのでお伺いします。

高校教育課長　　まず、中学校を通じて志願される場合には、中学校の方で保護者というところは確認ができているという認識でおりますので、それ以上に入試の際に何か確認するということはないかと考えております。

また、中学校に所属していない方は、資格の申請に、事前に教育委員会の方にいらっしゃいますので、そこで資格があるかどうかというところで、居住地などは確認をしておりますので、そこで保護者についても大丈夫ということで志願していただけるという認識です。

下城委員　　他はいかがでしょうか。常陸委員。

常陸委員　　日程以外のところですが、選抜のための検査についてお伺いします。インフルエンザなどの感染症だと、診断書の提出があると思うのですが、月経随伴症状とか、検査会場に向かう途中の事故・事件、痴漢被害にあった場合というのは、どのような必要事項としてお考えでしょうか。

高校教育課長　　感染症の場合にも診断書の提出というのは求めておりませんので、中学校長の申請に基づいて、そちらの方に理由を書き添えていただいております。

常陸委員　　その方法と同様ということですか。

高校教育課長　　そうです。いずれの事由に関しても、中学校長からの申請のところに事由を書く欄があり、そちらに基づいて。

下城委員　　他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

私から一言。昨年度、新しくインターネットでの申請を開始して、不測の事態といえますか、トラブルがあったと思います。それを考慮に入れて、今年度、次年度に向けては、中学校長の確認期間を入れてということで、改善の上で望まれると思います。とはいえ、また前回のインターネットのトラブルもそうなのですが、一日のうちに大量の志願者が殺到したという、これはまた今年も起こらないとは限らないですよ。余裕がありますという周知をされると思うのですが、業者の方も去年のようなことは繰り返さないように備えるとは思いますが、とはいえやはり、新しい制度を始める、立ち上げる、落ち着くまでは何が起きるか分からないという部分もありますので、いろいろなことも含めて、今ご質問のあったトラブルに巻き込まれた場合も、後日、中学校の校長先生が後から申請していただければ大丈夫ということだと理解しま

すので、十全のバックアップを考えながら実施をしていただきたいと要望します。よろしくをお願いします。

他にいかがでしょうか。笠原委員。

笠原委員 今、多様な生徒が学校には在籍をしていて、細かい変更の内容がなかなか分かりにくい状況があると思います。一回、こうですよという話をしたとしても、なかなかそれをしっかり理解をして対応するというのは、特に言語が違う方であるとか、そういう教育制度が違う地域の方々からすれば。こちらは分かっているから、説明もしたし分かるだろうという思い込みで、どうしても対応しがちなので、昨年度のことを踏まえての変更等もあるし、月曜日に試験が実施されるということもあるので、是非丁寧にするのは当然のことなのですけれども、そういったところでどうやったら確実に情報が届いて、混乱が起きないかということ、事前にきちんとシミュレーションをして、適切に中学校長会等と連携をしながら対応していただくということを、是非しっかりとしていただければと思います。よろしくをお願いします。

下城委員 他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。  
それでは、他にご質問がないようでしたら、採決について教育長をお願いします。

教育長 それでは、ただいまの臨教第6号議案から臨教第8号議案までの各議案について、原案のとおり決することでご異議はございませんでしょうか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、原案のとおり決しました。それでは引き続き、下城委員をお願いいたします。

下城委員 それでは次に、日程第2の報第2号に移ります。

**報第2号 神奈川県いじめ防止対策調査会委員の委嘱等について**  
説明者 吉野学校支援課長

学校支援課長 ファイル05をお開きください。報第2号「神奈川県いじめ防止対策調査会委員の委嘱等について」ご説明します。1/3ページをご覧ください。本件は、「神奈川県いじめ防止対策調査会」の第5期委員の任期が本年4月25日で満了することに伴い、新たに委員を委嘱等するのに急施を要したため、教育長が事務を臨時に代理し、別紙のとおり委員を委嘱等しましたので、報告するものです。

続いて、2/3ページをご覧ください。委員名簿です。委員の定数は15名、委員の任期

は本年4月26日から令和8年4月25日までの2年間です。委員のうち、下里大介氏から松本浩之氏までの11名については、いじめの防止等に関し学識経験を有する者として、各種団体からの推薦に基づきご就任をいただいた方々です。続いて、小菌洋氏から峰尾智子氏までの4名については、いじめ防止等に係る行政機関の代表として、神奈川県都市教育長協議会、神奈川県町村教育長会及び県立学校長会議からの推薦に基づきご就任いただいた方々です。15名の委員の男女構成は、男性6名、女性9名であり、女性委員登用率は60%となっています。

なお、3/3ページに参考として新旧委員名簿を添付しています。

説明は以上です。

下城委員

それでは、質問がありましたらお願いします。いかがでしょうか。よろしいですか。それではご質問がないようでしたら、以上とさせていただきます。

次に、協議・報告事項の報告1に移ります。

報告1

### 令和5年度卒業式及び令和6年度入学式の国旗掲揚・国歌斉唱の実施状況について

説明者 渡貫高校教育課長

高校教育課長

「令和5年度卒業式及び令和6年度入学式の国旗掲揚・国歌斉唱の実施状況について」ご説明します。ファイル06をお開きください。学習指導要領には、入学式や卒業式などにおいて、「国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする。」とあります。まず、〔令和5年度卒業式〕の状況ですが、すべての県立学校及び公立小・中学校における国旗掲揚の実施率は100%で、すべての学校において、国旗が掲揚されました。また、県内のすべての県立学校及び公立小・中学校で、国歌を斉唱しました。また、式次第の中に位置付けた国歌斉唱時の教職員の状況については、〔令和5年度卒業式〕の「3」に記載したとおり、県立高等学校では、令和4年度卒業式に不起立の教職員はおりませんでした。令和5年度卒業式においては、1校2名の不起立の教職員がいました。

次に、〔令和6年度入学式〕の状況ですが、すべての県立学校及び公立小・中学校における国旗掲揚の実施率は100%で、すべての学校において、国旗が掲揚されました。また、公立小学校1校で、国歌斉唱が実施されませんでした。また、式次第の中に位置付けた国歌斉唱時の教職員の状況については、〔令和6年度入学式〕の「3」に記載したとおり、県立学校では、不起立の教職員はおりませんでした。

2/3ページ以降については、県立高等学校、県立中等教育学校、県立特別支援学校、公立小・中学校における国旗掲揚・国歌斉唱の実施状況を記載したものです。後ほどご覧ください。

なお、県立学校における国歌斉唱時の不起立者の把握については、不起立であった

教職員の人数に加えて、氏名及び指導経過についても、引き続き学校側に報告を求めています。県教育委員会としては、現在こうした不起立があった際には、当該の学校の校長に適切な指導・助言を行うとともに、不起立者本人に対しても指導を行っておりますが、今後も引き続き、粘り強く指導していきたいと考えております。また、公立小・中学校における国歌斉唱が、学習指導要領に基づき適切に実施されるよう、市町村教育委員会を通じて指導してまいります。

「令和5年度卒業式及び令和6年度入学式の国旗掲揚・国歌斉唱について」の報告は以上です。本日の報告資料については、明後日5月2日、教育委員会のホームページで公表する予定です。

下城委員

それでは、ご質問がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。  
それでは、ご質問がなければ以上とさせていただきます、報告2に移ります。

報告2

## 令和6年度教育委員会不祥事防止取組方針について

説明者 飯田行政課長

行政課長

ファイル07をお開きください。報告2「令和6年度教育委員会不祥事防止取組方針」についてご説明します。

2/21ページをご覧ください。本日の説明事項です。懲戒処分の状況やこれまでの不祥事防止の取組、令和6年度の取組方針に追加する内容などをご説明します。

3/21ページをお開きください。近年の懲戒処分の状況です。既にご報告しているとおおり、昨年度は全体の処分件数、性犯罪・性暴力等事案の件数ともに大きく増加している状況です。また、令和5年度の懲戒処分のうち、8件は臨時的任用職員を含む採用5年以内の教職員の不祥事であるため、こうした経験の浅い教職員の不祥事防止にも引き続き課題が残る状況です。

4/21ページをお開きください。昨年度の懲戒処分事案の概要です。性犯罪・性暴力等が11件、窃盗が2件、体罰、不適切な指導が2件、その他、不適切な経理処理等が3件となっています。

5/21ページをご覧ください。令和5年度の不祥事防止取組方針の構成になります。県教育委員会では、わいせつ事案防止対策有識者会議の「教職員によるわいせつ事案の根絶に向けた提言」に基づく取組を進めるとともに、経験の浅い教職員の不祥事防止を重点取組方針に掲げ、様々な取組を進めてきたところです。赤字は令和5年度の懲戒処分等を踏まえて実施した主な取組です。

6/21ページをご覧ください。現状のまとめと今後の対応方針についてです。現状としては資料記載のとおりであり、今後の対応方針としては基本的な方向性は継続し、従来の取組の有効性の検証や、経験の浅い教職員に懲戒処分や逮捕の重大性を認識させることなどにも取り組んでいくこととしております。

7/21ページをご覧ください。令和6年度の取組方針に追加する内容になります。各学校や総合教育センターでの研修の充実等に取り組むほか、主にこちらに記載の4項目を新たな取組として、実施していきたいと考えております。

8/21ページをご覧ください。これまでお話しした内容を踏まえて作成した令和6年度の不祥事防止取組方針の構成です。赤字で記載している部分が、令和6年度より拡充して実施していきたいと考えている取組です。先ほどお話しした効果検証等の4項目に加えて、右に記載の辞令交付式での不祥事防止リーフレットの配布や、下に記載の懲戒処分の指針の改正内容の周知等に取り組んでいきたいと考えております。

以上が令和6年度の取組方針の概要です。

9/21ページ以降に今までお話しした内容を反映した不祥事防止取組方針を添付しております。

11/21ページをご覧くださいと分かる通り、黄色マーカーとアンダーラインを付している箇所が今年度拡充した取組内容の記載です。後ほどご確認いただければと思います。

説明は以上です。

下城委員                    それでは、質問がありましたらお願いします。笠原委員。

笠原委員                    モデル校を設定して取組をされるということですが、具体的にモデル校は何校ぐらいを想定しているのかということと、どのような内容でもって、実証というか、行っていくのかということについて、もう少しお話ができる状況であれば説明をお願いします。

行政課長                    こちらのモデル校の取組については、県立学校長会議不祥事防止研究会、構成校が11校ありますけれども、そちらと連携した取組を進めていきたいと思っております。具体的な取組内容ですけれども、こちらは先日、県立学校長不祥事防止研究会の会長の校長とお話ししましたが、5月以降に改めて、研究会の校長の皆様と具体的なお話を詰めていければと思っておりますけれども、例えば昨年度、特別教室で教員の不祥事があったと承知しております。そういった鍵の管理方法等を踏まえて、モデル校で取組をできないかといったことを校長方のご意見を踏まえながら、具体的な取組内容を決めていきたいと思っております。ご質問をいただいた実施校数については、その取組内容を踏まえて実質的な校数を決めていきたいと思っております。

笠原委員                    これまでも、例えば教材室等に関しては、中が見えるようにしようとか、今まで取り組んできていることがきちんと実施されているかどうかということについては既に確認されていると。その上で新たに今おっしゃったような、昨年度も話をしたような内容をプラスアルファで実施していくのか、それとも、そういったこれまでの取組も再検証しながら、確認しながら、徹底しつつ、新たなものを積み上げていくのか、その辺はどうなのでしょう。

行政課長           ご質問いただいた、例えば教科準備室にポスター等を貼って目張りをしているという事案かと思いますが、私どもが行政事務調査等で不祥事防止の指導を行う際に、学校の見回りなどをして、具体的にそういった事例があれば指導しています。そういった取組は昨年度までも実施しておりますし、今年度も引き続き実施していきたいと考えています。委員からお話がありました効果検証についても、さらに昨年度まで、不祥事防止会議、また有識者会議の取組を踏まえてやってきているところですが、その取組の検証を踏まえて、より効果的な方法があるのかどうか。また、他の県の事例を参考にしながら、新たな取組をできるかどうかということも踏まえて、校長や教員の方々の意見を踏まえながら、具体的な研修を行っていきたく思っております。

笠原委員           そういう行政調査も大事なのですが、各学校が自校で、そういうことについて徹底していくというのがまず基本だろうと思うのです。そういう調査を待たずして、こういう事案が起きたときに自分の学校がどうなのかということを確認して、十分でなければ改善を図っていくという日々の取組があつて初めて、そういう調査も活きてくると思うのですが、実際にどうなのでしょう。昨年度の段階で不祥事が非常に多くて、各学校の校長先生方にも働きかけをしている中で、そういう見直しをして改善を図っているという実態は把握されているのでしょうか。

行政課長           具体的に、学校へ行き校長と話して、実際に目張り等を含めて指導しております。委員のおっしゃったとおり、日頃の行政事務調査は、一年で全ての県立学校を回りきれるというわけでは、当然、我々の人員体制もありません。委員のご指摘のとおり、やはり、各県立学校における不祥事防止の地道な一日一日の取組が必要だと思っております。今回、昨年の事案を踏まえて、やはり不祥事防止の取組が一丁目一番地だと思っておりますし、不祥事が起きてしまったら日頃の教育活動に非常に大きな影響を与えるといったことを、改めて県立学校長に対して連絡して、取組を促していきたいと思っております。

行政部長           以前少しお話ししたかもしれませんが、不祥事の防止の関係、死角を防ぐ等だけでなく、やはりこういった飲酒の問題などがあるので、各地区の教育長の会議に出席して、そういったものを徹底していただきたいという話をしております。今月については、当然、県立高校は県立高校でやっておりますけれども、市町村に対してですが、今月は学校長の代表の会議、各地区の代表の会議に出席して、是非、こういった過去の経験を踏まえて対策をお願いしたいという形で話をしております。教育長の会議等は、私どもの話を受けて、各学校長に対してそういったところを徹底するように話をしますという話はしております。併せて、今言った、我々としても、行政事務調査等で現場に行つて、そういったものを確認していくという状況がありますので、いずれにしても、そういった教育長の会議あるいは学校長の代表の会議等に出て、不祥事防止対策に何が有効なのかということも、今真剣に協議しているところですので、もちろん6年度の取組について、説明しましたが、そういった中での会議の声を反映させ

て取り組んでいきたいと考えています。

笠原委員            よろしく申し上げます。

下城委員            他はいかがでしょうか。吉田委員。

吉田委員            要望です。我々も視察に行きたいと思います。お任せして報告を聞くだけではなくて、我々もやはり、何かしら事件が起こったとき、それぞれ委員が申し訳ないという思いでいるのです。ですから、その一端というわけではないですけど、実際にこういったようなハードの取組を見回って「確かに死角がないようになっています」「こんな取組をしているのだ」「それは良いですね」「こういったアイデアはどうですか」と、そういったようなディスカッションもしたいと思います。私の要望です。先生方が何と、委員が何と思っているか分からないです。私が個人的に思った要望なので。

行政部長            分かりました。それは受けとめさせていただき、また調整します。

下城委員            他にいかがでしょうか。

私からも、今後に向けての要望なのですが、一点。教育委員会は、先生方の不祥事が昨年度増えたということで、教育委員会として、先生方に向けて、より指導を強化する、校長先生を通じて指導を強化する、そのとおりだと思うのですが、一方で被害者である生徒ファーストで考えたときに、教育委員会がここまで一生懸命取り組んでいるということが、果たして生徒に伝わっているのか。それから、少し見方を変えますけど、今、報道で言われている痴漢被害から生徒たちを守らなくてはいけないという。痴漢被害に遭った人の50%から60%近くが、もう中高生のときに最初の被害に遭っているというような統計もあるようですので、守ろうと、ただ単に加害者を捕まえるというだけではなくて、取り締まるというだけではなくて、守ろうということで、例えば電車内にいる同級生でもよいですし、大人でもよいのですが、あやしいと思ったときは、例えばスマホを向けるとか、周りが動こうではないかというようなキャンペーンも少し始まっているように思います。世の中的にそういう方向に動いている。痴漢というのは決して軽犯罪という話ではなくて、人格形成期に非常に大きなダメージを与えるということが分かっているという。なので、痴漢を許してはいけませんというのは、先生たちに、もちろん指導するだけではなくて、高校生全体に、つまり学校全体に、県教育委員会として県立高校全体として、そういうキャンペーンをやっていく、その中で先生たちも当然、あなたたちを守りますという、守る立場ですという、特別に教育公務員として高い倫理感で皆さんを見守る立場ですという。何かあったら、そういう巻き込まれている、目撃するようなことがあれば、少しでもよいかから動いてくださいということを皆に言う、それから被害に遭った人は黙っていないで、勇気をもって言ってくださいということを、もっと大きな視野からキャンペーンをしていくということも、あってもよいのかというか、そういうふうに一歩上げて進

んでいかななくてはいけないのではないかという。教員の不祥事というのが、これだけやはり増えてきているという状況にありますので、やはり何か新しいことに踏み出していくという、今後で結構ですので、要望として考えていかななくてはいけないのかとも少し思っています。

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、ご質問がなければ以上とします。

次に、日程第1の臨教第9号議案に移ります。

ただいまから非公開の会議に入ります。会議規則第35条第2項の規定により、出席する職員として教育局長、県立高校改革担当局長、教育監、副局長、総務室長、行政部長、企画調整担当課長、管理担当課長、県立高校改革担当課長、行政課長を指定します。

(10時12分非公開の会議に入り、10時23分公開の会議に戻る)

教育長           以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしましたので、これにて閉会といたします。

令和6年4月30日

会議録作成者 書記 鈴木 香菜子

## <非公開会議審議等結果>

### 日程第1

#### 臨教第9号議案

- ・ 行政課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。